

告示

埼玉県告示第八百三三号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

指定年月日	平成三十年七月十一日
法人又は団体の名称	社会福祉法人福祉楽団
代表者の氏名	飯田 大輔
主たる事務所の所在地	千葉県香取市沢二千四百五十九番一